

## 公の施設【基本情報】

別紙 8

施 設 名	新潟市漆山グラウンド
所 管 部・課	西蒲区役所 地域総務課
所 在 地	新潟市西蒲区漆山3299番地3
根 拠 法 令	スポーツ基本法
設 置 条 例	新潟市体育施設条例
施 設 概 要	敷地面積 8, 841.20m <sup>2</sup> (レフト 90m、ライト 75m、センター 85m)

施 設 の 設 置 目 的
スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として設置する。
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 、 方 針 等
(1)新潟市体育施設条例(以下「条例」という)に基づき、スポーツの普及と振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。 (2)住民サービスの向上や平等利用が確保されること。 (3)利用者の意見及び要望を管理運営に速やかに反映すること。 (4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。 (5)新潟市個人情報保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報の保護を徹底すると共に、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (6)効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。 (7)法令を遵守し、施設の管理運営を適切に行うこと。